

Assist AI Chat Bot 導入支援サービスご利用規約

ソニービズネットワークス株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が別途定める「NURO Biz 利用規約本則」の個別規約として、Assist AI Chat Bot 導入支援サービスご利用規約（以下「本規約」といいます。）を以下のとおり定めます。Assist AI Chat Bot 導入支援サービスには、NURO Biz 利用規約本則と本規約があわせて適用され、NURO Biz 利用規約本則にかかる契約が終了した場合、本規約にかかる契約も終了するものとします。

第1条（本規約の目的）

本規約は、当社が提供する Assist AI Chat Bot のオプションサービスとして提供する本サービス（第3条（用語定義）にて定義します。）の利用について定めます。本サービスの利用を希望する者（以下「申込希望者」といいます。）が第5条（本サービスの申込方法）に従い利用申込を行ない、当社が第6条（利用申込の承諾）に従い、これに対する承諾を行なった場合に、両者間に本規約所定の条件を内容とする Assist AI Chat Bot 導入支援サービスに関する本契約（第3条（用語定義）にて定義します。）が成立します。契約者（第3条（用語定義）にて定義します。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条（本規約の範囲）

1. 本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係について適用されるものとします。
2. 当社が本サービスの円滑な運用を図るために必要に応じて、当社の提供するビジネス向けブロードバンドソリューションサービスのホームページ（<https://biz.nuro.jp/>）（以下「本件ホームページ」といいます。）での掲載等を通じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 契約者は、本サービスを使用する契約者の従業員等に対して、本規約の内容を遵守させるものとします。

第3条（用語定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
法人等	法人若しくはそれに準じる団体又は営利を目的とする個人事業主。
本サービス	当社が法人等に対し別途提供する、「Assist AI Chat Bot」と称するサービスの契約者向けに、追加で申込が必要なオプションサービスとして提供する「Assist AI Chat Bot 導入支援サービス」と称するサービス。

契約者	本規約に同意のうえ、本サービスを利用する法人及び事業を営む個人。
サービス資料等	当社が本サービスの利用条件等を定める本件ホームページ、当社が提示するサービスマニュアル、見積書、申込書等（名目の如何は問いません。）、本サービスの詳細を定めたもの。
本契約	契約者が本規約及びサービス資料等に同意することで当社との間で成立する本サービスに関する利用契約。

第4条（本サービスの範囲）

- 当社は、日本国内の契約者に対してのみ本サービスを提供します。
- 当社は、本規約及びサービス資料等（以下「本規約等」といいます。）に基づき、契約者に本サービスを提供するものとします。
- 契約者は、コンピューター端末、通信機器、通信回線その他契約者が本サービスを利用するうえで必要となる利用環境を自らの費用と責任で調達、保持及び管理するものとします。

第5条（本サービスの申込方法）

- 申込希望者は、本規約等に定める条件の全てに同意の上、当社が別途定める手続に従い申込みをするものとします。
- 前項の利用申込により、当社は申込希望者が本規約等の内容に同意したものとみなします。
- 本サービスのご利用は弊社が別途提供する Assist AI Chat Bot の契約者に限られ、本サービスのみの申込は行えません。

第6条（利用申込の承諾）

- 当社は、申込希望者から本サービスの利用申込があった場合は、当社の裁量により、当社が当該申込希望者を契約者として登録することにより、かかる利用申込を承諾します。
- 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、本サービスの利用申込を承諾しないことがあります。
 - 申込希望者が本規約等に定める条件に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - 当社が本サービスを提供するために必要なシステム環境を整備、維持及び保守することが技術上著しく困難なとき。
 - 申込希望者が本サービスにかかる料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 当社が、申込希望者による本サービスの利用申込みを承諾した後であっても、かかる申込希望者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、当社はその承諾を取り

消すことができます。

第7条（契約の成立）

本契約は、当社が前条に従って利用申込を承諾した時点で成立するものとします。尚、当社の契約者に対する債権は、この時点で発生するものとします。

第8条（引渡し）

サービス資料等にて特定される納入物件（以下「納入物件」という）が存在する場合、弊社は、サービス資料等で定める納期までに納入物件を契約者に引き渡すものとします。

第9条（本サービスの内容及び本規約等の変更）

当社は、本サービスの内容及び本規約等を契約者の許諾を得ることなく必要に応じて変更することができるものとします。本サービスの内容及び本規約の変更について、当社は本件ホームページ上、もしくは当社が適当と判断する方法にて契約者に通知するものとします。但し、サービス資料等の変更については、当社が重要な変更であると判断したものを取り除き、契約者に通知しないものとします。本条に定める変更について、契約者は30日以内に本サービスを解約しない限り、当該変更を承諾したものとみなします。

第10条（知的財産権）

本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品及び資料等（有体物、無体物を問わず、以下「提供物」といいます。提供物には本規約等も含まれます。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）及び著作者人格権、特許権、商標権、並びにノウハウなどの一切の知的財産権は、当社または原権利者に帰属するものとします。

第11条（禁止事項）

1. 契約者は、提供物について次の各号に定める行為を行なってはならないものとします。
 - (1) 提供物を当社が認めた本サービスの利用目的以外の目的で使用すること。
 - (2) 提供物の複製、分解、追加、付加、編集、消去、削除、改変、改造その他方法、態様の如何を問わず提供物の現状を変更すること。
 - (3) 提供物のリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他方法、態様の如何を問わず提供物の解析を行うこと。
 - (4) 提供物につき、有償無償を問わず、譲渡、転貸、質入、担保設定その他態様の如何を問わず占有の移転、使用権の設定等を行なうこと。
 - (5) 有償無償を問わず、本サービスを受ける権利の譲渡、再許諾、再販売、担保設定その他態様の如何を問わず使用許諾等を行なうこと。
 - (6) 著作権表示、所有権を表す標章等を削除、除去その他方法、態様の如何を問わず変更すること。
 - (7) その他提供物に付された取扱マニュアル等にて禁止されている行為。

2. 前項に加え、契約者は、本サービスについて次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害する行為。
 - (2) 本サービスを違法な目的で利用する行為。
 - (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - (4) 意図的に有害なコンピュータープログラム等を送信する行為。
 - (5) 当社の設備に無権限でアクセスする行為。
 - (6) 本サービス及びその他当社の事業運営に支障をきたすおそれのある行為。
 - (7) 法令、本規約等若しくは公序良俗に反する行為、当社もしくは第三者の信用を毀損する行為、及び当社若しくは第三者に不利益を与える行為。
 - (8) 第三者サービスの利用規約等に反する行為。
 - (9) その他前各号に該当する恐れがある行為又はこれに類する行為。

第12条（機密情報等の取扱い）

1. 契約者及び当社は、本サービスの利用に関連して、相手方から書面、口頭その他の方法により開示、提供を受け、又は本件業務を遂行する過程で知り得た情報のうち、秘密である旨可視的な表示がされた情報（以下「機密情報」といいます。口頭又は視覚によって開示、提供を受け又は知り得た情報は、相手方から秘密である旨を開示時に伝達され、当該開示後30日以内に当該情報を記載した書面を秘密である旨の表示がなされた上で交付された情報に限り、機密情報とみなされます）を、厳に機密として扱い、本契約期間中及び本契約終了後2年間、第三者に開示、漏洩せず、本契約の履行の目的以外に使用してはならないものとします。なお、当社は本契約の履行のため機密情報を知る必要のある者に対し、機密保持義務を課した上で機密情報を開示することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する情報は機密情報から除くものとします。
 - (1) 開示、提供又は知得の時点で既に公知のもの、又は開示、提供又は知得後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの。
 - (2) 開示、提供又は知得の時点で既に相手方が正当に保有しているもの。
 - (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
 - (4) 相手方からの開示、提供又は知得の時点以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの。

第13条（本サービスの中止・中止）

当社は、次の各号に掲げる場合、本サービスの提供を中止・中止することができます。

- (1) 当社のシステム環境の保守上やむを得ないとき。
- (2) 天災、事変、その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき。
- (3) 当社が設置するシステム環境又は本サービスにかかるソフトウェアの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (4) その他当社が本サービスの運用の全部または一部を中止・中断することが望ましいと判断したとき。

第14条（本サービスの終了）

1. 当社は、当社の判断で本サービスの提供を終了することができるものとします。
2. 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を終了する場合は、事前に契約者にその旨を、当社が適当と判断する方法にて通知します。

第15条（利用資格の停止）

当社は、契約者が次の各号に掲げるいずれかの場合に該当すると判断したときは、契約者の本サービスの利用資格を、当社が必要と判断する期間、停止することができるものとします。

- (1) 本サービスの利用料金、及びその他の債務について、支払期限を経過し、なお支払わないとき。
- (2) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
- (3) 第11条（禁止事項）の規定に違反したとき。
- (4) 前三号のほか、本規約等に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断する行為をしたとき。
- (5) 当社に損害を与えたとき。
- (6) その他、契約者として不適当と当社が判断したとき。

第16条（当社による契約解約）

当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかが発生した場合、あらかじめ契約者に通知することなく、本契約を解約することができるものとします。

- (1) 当社が、第15条（利用資格の停止）に従い、契約者の本サービスの利用資格を停止した後、合理的な期間が経過したにもかかわらず、なおかかる利用資格の停止の原因となった事実が解消されないとき。
- (2) 第15条（利用資格の停止）の各号に定める事実が存在し、かかる事実の存在が当社の業務に著しい支障をきたすために、契約者の本サービスの利用資格の停止のみでは不充分と当社が判断したとき。
- (3) 契約者が、差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けたとき。
- (4) 契約者が、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をしたとき。

第17条（契約者による契約解約）

契約者は、別途当社が定める方法に従って、当社に届出を行うことにより、本契約を解約できるものとします。

第18条（契約終了後の措置）

1. 本規約に従い、本契約が解約された場合又は本契約が終了した場合、契約者は当社の指示に従い、本サービスの利用終了にかかる手続きを行うものとします。
2. 契約者は、第19条（利用料金の支払義務）に従い本サービスの利用料金の支払いを行うとともに、本サービスに関連して発生した当社に対する全ての債務を、当社の指示する方法で支払うものとします。なお当社は、既に支払われた本サービスの利用料金については一切払い戻しいたしません。
3. 本契約が解約された場合又は本契約が終了した場合でも第10条（知的財産権）、第22条（非保証・責任の制限）、第25条（準拠法）、第26条（紛争の解決）及び本項については、効力を有するものとします。また、第12条（機密情報等の取り扱い）は本契約が解約又は本契約が終了してから2年、有効に存続するものとします。

第19条（利用料金の支払義務）

本サービスの利用料金は別途サービス資料等に定めるものとします。

第20条（利用料金の扱い及び支払方法）

1. 当社は、前条に定める本サービスの利用料金を、次の各号に掲げる条件に従って扱います。
 - (1) 本サービスの利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
 - (2) 当社は、契約者から支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。
 - (3) 当社は、災害が発生したとき、又は発生するおそれがあると当社が判断したときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金に関する費用を減免することができます。
2. 契約者は本サービスの利用料金の支払いについて次の各号に掲げる事項を遵守して支払いを行なうものとします。
 - (1) 当社が定める期日までに、支払期日の到来する順序に従って支払うこと。
 - (2) 当社が指定する金融機関等において支払うこと。

第21条（再委託）

当社は、本サービスの提供に関する業務の一部を、当社の裁量により、契約者の同意を得ることなく、また、契約者に事前又は事後の通知をなすことなく、第三者に対して委託す

することができるものとします。

第22条（非保証・責任の制限）

1. 当社は、本サービスの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、契約者の本サービスの利用により生じた結果に対する一切の責任は自己が負うものとします。
2. 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者も含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
3. 前項に定める場合を除き、当社は、本サービスの提供により生じる結果及び本規約に従って行った行為の結果について、いかなる理由（本サービスの提供に必要な設備・ソフトウェアの不具合・故障、本サービスの変更、中断、停止、廃止、第三者による不正侵入、契約者のデータの毀損・滅失、商取引上の紛争を含むがこれらに限りません。）があろうとも、契約者に対して一切責任を負わないものとします。
4. 当社が本契約において、契約者に賠償する金額は、当社の履行又は不履行による損害であっても、また契約責任、不法行為責任その他いかなる法理に基づくものであっても、本条第3項に定める場合を含め、契約者に損害が発生した時点から起算して直近6ヶ月間に当社が契約者から受領した本サービスの利用料金を超えないものとします。

第23条（権利義務の譲渡）

契約者は本規約等より生じる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならないものとします。

第24条（分離性）

本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

第25条（準拠法）

本規約等の成立、効力、解釈及び履行については日本国法に準拠するものとします。

第26条（紛争の解決）

1. 本規約等の条項又は本規約等に定めのない事項について契約者と当社の間に疑義を生じた場合、契約者及び当社は双方誠意をもって協議解決するものとします。
2. 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は2025年7月18日より実施します。